

新宿区補聴器の支給事業のご案内

70歳以上で聴力が低下した方に、補聴器を支給します。

■対象者

- ・ 70歳以上で聴力が低下した方
- ・ 障害者の制度で補聴器を支給されていない方
(聴覚障害による障害者手帳をお持ちの方は、障害者福祉課までお問合せください。)



※ 補聴器は、前回支給日から5年間は再支給を受けることができません。受給者の方の不注意による紛失や、故障で使用できなくなった場合等も同様です。

■内容

補聴器（「耳かけ式」または「箱型」、左右いずれか1個）を支給します。

【耳かけ式】 本体が耳の裏側にくるように、耳にかけるタイプです

【箱型】 本体とイヤホンをコードでつないで聞くタイプです

- ※ 申請前に、耳鼻科での聴力検査が必要となります。区指定の書類を持参のうえ、耳鼻科を受診してください。
- ※ 区から決定通知書が届いたら、電話予約のうえ指定の事業所にて補聴器をお受け取りください。受け取り時に補聴器の調整及び説明をいたします。

■費用

補聴器受取り時： 2,000円

- ※ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、補聴器受取り時の自己負担は生じません。
- ※ 耳鼻科の受診費用と受診結果報告書等の発行費用は、受診者の負担です。

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・ お近くの高齢者総合相談センター

【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352